

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成27年11月24日(火)  
会議時間 9時58分開会 10時25分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 中島里司  
副委員長 : 安田 薫  
委 員 : 高橋政悦、奥秋康子、西山輝和  
議 長 : 加来良明
- 4 事務局 事務局長 : 佐藤秀美、係長 渋谷直親
- 5 説明員 副町長 : 金田正樹、  
総務課長 小笠原清隆、総務課長補佐 本田雅彦、行政管理係長 青沼博信
- 6 議 件  
(1) 平成27年第7回定例会の運営について  
① 予定議案等(町・議会)の内容確認及び審査方法  
② 会期日程予定  
  
(2) 清水町議会会議規則運用例の一部改正について  
  
(3) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長：(中島里司) おはようございます。足場の悪いところ出席いただきありがとうございます。ただいまから、議会運営委員会を開催する。なお、12 月定例会の関係で、金田副町長以下、執行側の出席に対してもお礼申し上げる。  
さっそく議件に入る。

(1) 平成 2 7 年第 7 回定例会の運営について

委員長：町からの提出議案等の説明を副町長から受ける。

金田副町長：おはようございます。雪の中大変お疲れ様でございます。

12 月定例会の提案議案等について説明する。条例関係については、議案第 87 号から 95 号まで、新設が 1 件、一部改正が 8 件、合わせて 9 件予定している。

主な内容は地方税法の改正並びにマイナンバー法に関連しての条例改正となる。

議案第 87 号の新設条例は、法律において実際における複数の事務の間で特定個人情報を連携する事務を行うためには条例制定が必要と規定されている。各分野で番号を使うので、それに関する条例を制定する。

議案第 88 号、非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正は、従来、就学指導委員会という名称から教育支援委員会に改正する。早期からの教育相談、支援委員や就学先の決定だけではなく、その後の一貫した支援についても助言等を行うという観点から、機能を充実させるために名称の変更改正をする。

議案第 89 号～95 号は、地方税法の改正に伴う延滞金等の割合の改正並びに各種様式等にマイナンバーの記載が必要になり、それらに関する部分の一部改正となる。

次に補正予算に入る。

議案第 96 号、一般会計から 101 号の下水道関係全会計の平成 27 年度の補正予算。主なものは、一般会計ではドクターヘリ運航の加入負担金が決定し、1,312 千円を新しく予算計上する。清掃センターの補修工事費として 15,000 千円程度。混練機という焼却灰を固めて処分する装置が故障したため修理する。また、いきいきふるさとづくりの報償の追加で、6 月補正で 30,000 千円の収入並びに 17,000 千円程度のお礼を補正したが、今のところ 50,000～55,000 千円くらいになりそうなので、歳出のお返し分の経費が足りなくなるため増額の補正。人件費の関係で標準報酬制が施行になり、共済費が 18,000 千円程度減額になる。

特別会計においては、ほとんどが人件費の補正。

議案第 102 号、西十勝消防組合の解散に伴う財産処分についてだが、広域化に伴い、現在、西十勝の組合で保有している車両や財産等については、消防団に関するものについては町に移管されるが、それ以外のものは町に譲渡後とかち広域消防組合に無償貸し付けをする内容になっている。

議案第 103 号、訴えの提起についてだが、旧帯広脳神経外科病院の不正・不当請求に基づく返還金の請求について、6 月の全員協議会において管内状況を見て、最終的には訴訟に至らざるを得ないという報告をしたが、帯広を含め管内の半数等が訴訟を行っており、前日に弁護士に相談した結果、訴訟をすることとした。なお、経費として約 300 千円を要することから、今回、補正予算で措置をする。

以上が現在確定している議案である。現在、調整中の案件もある。補正予算並びに行政報告について会期中に提案させてもらう場合もあるので、その都度相談する。

なお、議案については 11 月 26 日の発送を予定している。

委員長：引き続き、議会提出分について事務局長。

佐藤局長：議会提出分の議案等について説明する。

委員会報告は総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会から所管事務調査の報告を予定している。所管事務等調査の申し出は毎回行っているが、各常任委員会、議会運営委員会からの申し出が予定されている。

陳情・請願・意見書等については、現在のところ事務局にはきていない。

その他として、直接議案とは関係ないが、事前に事務局の方に傍聴の連絡がきている。今回は、清水中学校 3 年生 2 クラスで、一般質問の 1 日目と 2 日目と分けて傍聴したいという連絡がきている。

また、例年商工会女性部の方から一般質問の際に傍聴していただいているが、今回も1日目に傍聴の連絡がきている。

委員長：町側からの説明について質問はあるか。

高橋委員：マイナンバーについて周知する予定はあるか。

金田副町長：確認はしていないが、広報の中でもう一度周知するという話は聞いている。

高橋委員：法人の関係で、税務署等に聞くと、ある法人はマイナンバーを記載しなければ人件費としてみなされないという思いをしている法人もいたり、確認するとマイナンバーがなくても人件費は人件費としてみてもらえる。メリットは何かと聞いても税務署はわからないと言う。他の官庁に聞いてもわからないというのが事実で、混乱しているところもある。町民へわかりやすく願います。

金田副町長：検討する。

委員長：マイナンバーについては条例として出てきているので、その辺でも議会として協議できる場があると思う。他にあるか。

(なしの声あり)

委員長：説明どおり受け付ける。

委員長：議会提出分については何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：審議方法について確認する。新設条例が1件提出されているが、今までの流れからいくと本会議に提出後所管委員会で検討することになっているので、総務文教常任委員会に付託したいと思うが、意見はあるか。

(なしの声あり)

委員長：議会中に結審をするので、議運として総務文教常任委員会と決定させていただく。

なお、条例の一部改正並びに補正予算、一般議案は今までと同様に本会議審議としてよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：会期、日程の確認をする。開会日は12月8日ということで町民に周知しているので、決定している。執行側に聞くが、提出される条例あるいは一部改正、補正予算等で日程的に早い時期に審査や結審が必要ということがあれば承る。

金田副町長：1点お願いがある。条例については一部改正も含めて会期中に議決を頂ければいいが、補正予算は清掃センターの機械の修繕や年末の経理の関係もあり、支払等の期日もあるため開会初日をお願いしたい。

委員長：副町長から議案第96号～101号までの補正予算について、初日に結審をしてほしいと言われたが、どうか。

(よろしいの声あり)

委員長：補正予算については初日、新設条例については所管委員会へ、一部改正等に関しては本会議場ということで進める。

日程について、町及び議会提出の議案等を考慮し、現状でおおよその日程について事務局長と打ち合わせをした。事務局長から説明をお願いします。

佐藤局長：12月8日は議会運営委員会の委員長報告を行った後、条例の制定で総務文教常任委員会に付託すると決まった新設条例の議案87号について、委員会付託を行う。その後、執行側から要望があった補正予算6会計、関連する訴えの提起も含めて初日に審議してほしい。

議会関係は、各常任委員会からの所管事務調査の報告を行う。

12月9日については休会。

12月10日、11日の2日間で一般質問を行う。通告による質問者数によっても変わってくると思うが、清水中学校の3年生が10、11日と一般質問を傍聴したいという希望もあり、人数に関わらず2日日程で組んではどうかと考えている。

12月12日～14日まで休会にしてはどうか。

12月15日に再会し、総務文教常任委員会に付託していた新設条例の審査報告及び結審、条例の一部改正8件を審議し、議案第102号の西十勝消防事務組合の財産処分の関係、その後議会関係の議案として所管事務等調査の申し出という日程を考えている。

委員長：日程等について説明を受けたが、一般質問に対して局長からも説明があったとおり、中学校が2日間という日程で傍聴したいという申し出がきているので、この辺については何人質問されても2日間にわけた状況で受けざるを得ないのかなと思うが、いかがか。

(よろしいの声あり)

委員長：一定の数でも2日間に振り分けて一般質問を行う。通常は、一般質問を受けてから日程を組むが、今回はこの時点で2日間と決定する。

15日を最終日とすると、例年議員会行事が予定されているので、最終日の変更はよほどのことがない限り8日から15日と決定したいと思うが、異議はあるか。

(なしの声あり)

委員長：会期については、8日から15日の8日間を予定する。

12月定例会に対しての最後の議運を12月1日午後2時から一般質問の通告状況、追加議案等の状況のみを審議したいと思う。

【説明員退席 10:20】

## (2) 清水町議会会期規則運用例の一部改正について

委員長：教育委員長を教育長と呼ぶ部分で、教育委員会の制度が変わった状況の中、運用例の一部改正をしていきたいということで、事務局長から説明をお願いする。

佐藤局長：議会議決が必要な委員会条例については、3月の議会で改正しており、運用例の一部改正が議決事項ではないので、実際に議会運営委員会、全員協議会で諮って改正していく。会議規則運用例第8項に説明員の要求の部分で規定されているが、8項の出席要求の中に町長、教育委員会委員長、農業委員会会長ということで、委員長という表現があるので、「教育委員会教育長」に改める。

第35項については、議場での就退任のあいさつで町長、副町長、教育委員会の委員という表現があり、この部分を「教育委員会教育長」に改正する。

委員長：事務局長から運用例の一部改正について説明を受けたが、質問はあるか。

(なしの声あり)

委員長：次回の全員協議会の中で他の議員へ周知し、理解を求める。

## (3) その他

委員長：何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：ないようなので、本日の議会運営委員会を閉じさせていただく。次回は12月1日の火曜日、一般質問を議長が受けた後の午後2時から開催する。

議長におかれましては出席いただきありがとうございました。

【閉会 10:25】